

被扶養者認定における所得（収入）の定義について

所得税法上の所得とは異なります。共済組合の規定では所得と明記されていますが、所得税法上の所得との混同を避けるため、本お知らせでは被扶養者認定における所得を「収入」と標記します。

給与収入……給料、賞与、手当、賃金等、の総支給額から通勤手当の非課税部分を除いた額。

年金収入……各種年金のうち、公的年金、企業年金、労災年金、恩給及び農業者年金の決定通知書等に記載された決定年金額。

事業収入……事業、農業、不動産(土地、家屋等の賃貸による収入等)から生じる総収入金額から、当該収入を得るために社会通念上明らかに必要と認められる次に掲げる経費のみを控除した額。マイナスの場合は0円とします。

【必要と認められる経費】

売上原価、給料・賃金※、地代家賃、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費

【農業収入の場合、特に認められる経費】

雇人費※、小作料・賃借料、種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農具費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費、作業用衣料費、荷造運賃手数料、土地改良費、ライスセンター使用料、水利費

※給料・賃金及び雇人費については、従業員を雇用し、その従業員の生計を成り立たせるだけの給料（一人につき年額130万円以上）を払っている場合は、被扶養者として認められません。また、同居の親族に対する給料・賃金及び雇人費は、必要と認められる経費に該当しません。

(注)家内特例経費等については、実際にかかった経費ではないため、必要と認められる経費に該当しません。

利子収入……預貯金利息、株式配当金、有価証券利息等。

譲渡収入……株式譲渡等の恒常的収入とみなされる収入。

雇用保険……雇用保険法に基づく失業給付。

休業給付……社会保険各法及び雇用保険法に基づく休業給付。